

地域医療支援病院の名称承認申請について

開設者名	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	開設者所在地	東京都板橋区栄町35番2号
病院名	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	病院所在地	東京都板橋区栄町35番2号
診療科目	内科、リウマチ科、腎臓内科、糖尿病・代謝・内分泌内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、脳神経内科、血液内科、感染症内科、緩和ケア内科、老年内科、精神科、外科、血管外科、心臓血管外科、呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科口腔外科、救急科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、臨床検査科、病理診断科、消化器外科		
指定等	保険医療機関、救急告示病院、東京都指定二次救急医療機関、生活保護法指定医療機関、労災保険指定医療機関、結核指定医療機関、被爆者一般疾病医療機関、指定自立支援医療機関(更生医療・精神通院医療)、難病医療費助成指定医療機関、臨床研修病院・臨床修練指定病院、エイズ診療拠点病院、東京都災害拠点病院、東京都CCUネットワーク参画医療機関、緊急大動脈支援病院、東京都脳卒中急性期医療機関、東京都がん診療連携協力病院(肺・胃・大腸・前立腺)、東京都肝臓専門医医療機関、東京都新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関、認知症疾患医療センター、紹介受診重点医療機関		
病床数	550床(一般520床、精神30床)		
申請概要	(申請に当たっての考え方)		
	<p>1 病院概要</p> <p>地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターは、1872年に設立された養育院を起源としており、2009年に設立されました。現在、地域の高齢者の急性期医療を担う病院として、急性期一般病床(463床)に加え、地域包括ケア病床(37床)、精神科病床(30床)及び緩和ケア病床(20床)の計550床で病院運営をしています。救急医療については、東京都CCUネットワーク、急性大動脈スーパーネットワーク、脳卒中急性期医療機関を中心に、心筋梗塞や急性大動脈解離、脳卒中などの緊急手術を要する高齢救急患者を積極的に受入れ、年間10,000人以上の救急患者を受け入れています。また、約12,000名の年間新入院患者の約50%が80歳以上の高齢者であり、うち35～40%が地域からの救急入院患者です。地域医療については、地域の医療機関との連携強化を図るため、紹介・逆紹介の推進及び地域の医療従事者への研修会の実施などを通じて、顔の見える地域の医療機関との関係づくりに力を注いできました。更に、令和5年度より病院救急車を導入するとともに2名の救急救命士を採用し、転院搬送業務や急性期脳卒中患者の緊急搬送要請などに対応しています。</p> <p>2 地域医療支援病院として</p> <p>今後も、救急・急性期医療の拠点としての役割を着実に果たすため、働き方改革を踏まえた医師の増員(令和5年度から3か年で30人増員予定)を実施し、救急患者の積極的な受入れ、地域の医療機関への訪問等による紹介・逆紹介の強化に取り組んでいきたいと考えています。感染症対策、災害対策においても東京都の施策に最大限協力し、地域における中心的役割を果たすとともに、地域医療構想における地域包括ケアシステムへ貢献していく所存です。</p> <p>3 新興感染症対策</p> <p>感染症対策指針を策定し、センターにおける感染症対策の基本的事項を定め、実践しております。本指針に則り、ICDを含む医師2名、ICN1名、細菌検査技師1名、薬剤師1名からなるICTが、週に1回院内ラウンドを実施し院内の感染対策の実践状況の確認と指導等をしております。新型コロナ対応においては、新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関として、最大58床のコロナ病床を確保し、コロナ感染症専用のハイケアユニットとして運用しながら、患者の積極的な受入れを行っております。また、東京都からの依頼を受け、多くの宿泊療養施設や大規模ワクチン接種会場の新規開設・運営のため、当センターから医師・看護師・薬剤師を派遣(令和2年4月～)し、都の施策へ貢献してきました。今後は、都と締結予定の改正感染症法に基づく医療措置協定により、都に最大限の協力を行っていく所存です。</p> <p>4 災害拠点病院として</p> <p>平成25年に災害拠点病院としての指定を受けるとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)による被災地への派遣体制も有しております。災害発生時・感染症拡大時の対応力を強化するため、平時から板橋区や地域の医療機関との情報共有を図るとともに、必要な知識や技術等に関する研修や防火・防災訓練等を継続的に実施しています。また、災害発生時における体制確保をより確実なものとするため、今年度新たに、安否確認システムを導入しております。</p>		

事項

① 紹介患者に対し医療を提供する体制が整備されていること

次のいずれかに該当 紹介率80%以上 紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上 紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上

② 共同利用のための体制が整備されていること

共同利用に関わる規定 利用医師等登録制度(開設者と直接関係のない医療機関が5割以上) 共同利用のための専用病床

③ 救急医療を提供する能力を有すること

24時間重症救急患者の受入に対応できる体制(医師等医療従事者、施設使用) 重症救急患者のために優先的又は専用に使用できる病床
次のいずれかに該当 救急自動車により搬送された患者数が1,000以上 救急自動車により搬送された患者数が二次医療圏人口の0.2%以上

④ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修行わせる能力を有すること

研修プログラム 研修全体の教育責任者及び研修委員会 施設、設備 年間12回以上主催(前年度)

⑤ 医療法に規定する施設を有し、構造設備が要件に適合すること

集中治療室 化学、細菌及び病理の検査施設 病理解剖室 研究室 講義室 図書室
 救急用又は患者輸送用自動車 医薬品情報管理室

⑥ 諸記録を備えておくこと、体系的に管理すること、閲覧させること

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の備え 諸記録の管理責任者及び担当者を定め、分類した管理
 諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧場所を定め、見やすいよう掲示

⑦ 地域医療支援病院が設置すべき委員会を設置すること

委員構成(医師会、行政機関、学識経験者等) 定期的な開催(4半期に1回程度)(前年度)

⑧ 病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること

患者相談窓口及び担当者の設置

⑨ 居宅等における医療の提供の推進に関する支援を実施すること

居宅等で医療を提供する医療提供施設等の連携の緊密化のための支援 医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する情報の提供

⑩ 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと

平時から感染拡大時を想定した対応方針等の整備 感染拡大時には感染症指定医療機関等と連携し、患者の重症度に応じた積極的な受入や自院の特性を活かした医療を提供
(参考) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関

⑪ 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること

平時からBCPを策定し、研修及び訓練の実施や必要な備蓄を行う等体制を整備 災害発生時には区市町村等と連携を図り、傷病者を受け入れる
(参考) 東京都災害拠点病院 東京都災害拠点連携病院